

社会福祉法人ひらく会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらく会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が会議に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

役員	報酬（日額）
評議員	5,000円
理事	5,000円
監事	5,000円

(兼務役員)

第4条 法人から職員給与を支給されている役員はこの規程を適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月16日より適用する。